

## 新潟市秋葉区農業委員会 3 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 3 月 30 日（月）午後 3 時から午後 4 時 07 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
委員	5 番	佐々木 和美
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5 議事日程

### 第 1 議事録署名委員の指名

11 番	上田 一男
13 番	伊藤 君雄

### 第 2 議事

議案第 38 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 39 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 40 号	新潟市秋葉区農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について

議案第 41 号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議案第 42 号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
議案第 43 号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係主査	鈴木 浩
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和2年3月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日の欠席委員はおりません。従って、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議がありませんので 11 番・上田委員、13 番・伊藤委員を  
指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長 議案第 38 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明  
をお願いいたします。

事務局  
(白川係長) 議案書 1 ページ、議案第 38 号、新潟市農用地利用集積計画の決定につい  
てをご覧ください。利用権設定の新規分、新津地区が 2 件、小須戸地区が  
2 件、筆数 15 筆、面積 13,001 m<sup>2</sup>であります。

2 ページからは売買で新津地区が 3 件、小須戸地区が 3 件、筆数 17 筆、  
面積 18,132 m<sup>2</sup>であります。

4 ページからは利用権の移転分、小須戸地区 6 件、筆数 26 筆、面積  
32,779 m<sup>2</sup>であります。

6 ページからは中間管理事業分で、新津地区が 19 件、小須戸地区が 1 件、  
筆数 113 筆、面積 93,882 m<sup>2</sup>であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たして  
おります。

10 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農  
業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 2 年 4 月 13  
日となります。

11 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長 それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事  
参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長 ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 38 号は原案どおり決定しました。ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長 それでは次に移ります。  
議案第 39 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (鈴木主査) それでは、議案書 12 ページをご覧ください。  
議案第 39 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、ご説明します。

番号 1、譲渡人 A 氏、譲受人 B 氏、  
出戸地区の案件で、小林推進委員の担当地区です。  
本件は、賃借権設定による一時転用許可申請です。  
申請面積は、畑 1 筆、2,163 m<sup>2</sup>の内 1,002.5 m<sup>2</sup>です。  
本件は、「植栽木の仮置き」を目的とした許可申請です。  
申請地は農用地に該当しますが、一時的な転用のため許可相当と判断されます。

また、申請地には許可前に樹木が移植されていることから始末書の提出がありました。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

次に番号 2 及び番号 3、

事業主体はいずれも株式会社 C 代表取締役 D 氏であり、所有者が異なる理由による別申請ですが一括説明とします。

譲渡人 E 氏、譲渡人 F 氏及び G 氏、

それぞれ北上新田地区の案件で、佐々木推進委員の担当地区です。

いずれも建売分譲を目的とした許可申請です。

2番については、申請面積、田1筆、409㎡、申請地は第3種農地と判断され、300m以内に市街化の指標となる駅があることから、許可相当と判断されます。

3番については、休耕畑2筆、232㎡、申請地828番1は、概ね300m以内に駅があることから第3種農地、申請地829番は10ha以上のまとまりをもつ農地に接続していることから第1種農地と判定しました。

従って、第1種農地の許可要件である住宅で集落に接続して設置されるものに関する項目を適用し、土地の代替性検討を行ったうえで許可されるものです。

申請地はいずれも農振農用地区域外農地で、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

なお、議案には第1種農地の表記のみですが、システム上の関係で記載されないためであり、実際は第1種と第3種の混合であり、より厳しい第1種農地の方を表記してあります。

本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからのご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

令和2年3月25日に開催されました農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請3件について報告します。

議案書12ページ1番の案件です。

本件の譲受人B氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は譲渡人が体調を崩し耕作困難になり、耕作放棄地状態になっていました。植栽木の一時的な仮置き場のために今回の申請に至ったとのことでした。

既に申請地には許可前に樹木が移植されていることから始末書の提出がありました。今後は始末書どおりに3年以内に復旧して、法令順守するよう指導し、申請者もこれを了承しました。

次に議案書12ページ2番及び3番の案件です。

本件の譲受人、株式会社C代表取締役D氏から申請に至った理由につい

て説明してもらいました。

それによれば、立地条件の良い場所を選定していて、この度、駅の近くの申請場所に手続きを行ったとの説明を受けました。

1年位前から計画しており3棟の建売分譲で、水路の確認は開発許可の段階で確認済みとのことでした。

許可になってから申請どおりの転用を行うよう指導し、申請者はこれを了承しました。

以上です。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第39号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第40号、新潟市秋葉区農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(次長)

議案第40号、新潟市秋葉区農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について、ご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

「農業委員会等に関する法律第7条に基づき、新潟市秋葉区農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。」として、平成28年に策定した指針について、3年を経過したことにより見直したものです。なお、本案件は、3月23日に推進委員部会を開催し、推進委員の皆様のご意見をお伺いしております。

前回の指針から見直した部分を中心に説明させていただきます。

1の遊休農地の解消についてで、(1)の遊休農地の解消目標は、遊休農地1%以下の維持でございます。以下の部分で変更点は、年度と令和2年1月末の遊休農地面積です。

(2)の遊休農地解消の具体的な取り組み方法については、前回と変更ありません。

2の担い手への農地利用集積についてです。

(1)の担い手への農地利用集積目標は、農地集積率85%で変更はありません。以下の部分で変更点は、年度の見直しです。

(2)の担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法ですが、「市策定の人・農地プランの実質化を促進し」という部分については、「の実質化」という部分が新たに加わったところです。

3の新規参入の促進についてです。

(1)の新規参入の促進目標は、10経営体で変更はありません。

目標設定の考え方の変更部分は年度のみです。

(2)の新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法については、若干の表現の修正はありますが、基本的には28年作成のものとは内容は変わっていません。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第40号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第41号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、

事務局  
(次長)

議案第42号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

議案第41号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明いたします。

なお、この議案第41号及び次の議案第42号については、後ほど、佐藤農政振興部会長からお話があるかと思いますが、3月23日の農政振興部会でそれぞれご承認いただいたものであります。

17ページをお願いいたします。

Iの農業委員会の状況で、1の農業の概要ですが、計の欄をご覧ください。新潟市全体で耕地面積は33,010ha、秋葉区の経営面積は3,490ha、遊休農地は1.2ha、農地台帳面積は4,042haです。内訳については記載のとおりとなっております。なお、これらの中に記載のとおりセンサスに基づく数値があります。次に、農家総数、自給的農家数、販売農家数、隣の農業就業者数は記載のとおりとなっております。また、認定の業者数は492経営体であり、以下記載のとおり状況です。

2の農業委員会の現在の体制は、特に説明するまでもないと思いますので省略いたします。

18ページ、IIの担い手への農地の利用集積・集約化の1の現状及び課題ですが、平成31年3月現在、これまでの集積面積は2,653ha、集積率は76.0%で課題については、記載のとおりとなっております。

2の令和元年度の目標及び実績ですが、目標2,683haに対し集積実績は2,693haで達成率は100.4%でした。

3の目標達成に向けた活動ですが、記載の活動計画に対し、活動実績では、「一定の地域では、農業委員・推進委員参画のもと、人・農地プランに基づく話し合いを実施した。特に、重点地区の柄目木地区では、担当農業委員が中心となって関わり、積極的に地域の担い手への集積・集約活動を推進した。」としました。

4の目標及び活動に対する評価の目標に対する評価では、「目標とする集積面積を超える集積が実現できた。」とし、活動に対する評価は記載のとおりとさせていただきます。

Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の1の現状及び課題ですが、新規参入の状況では、28、29、30年度とそれぞれ記載のような状況で、課題についても記載のとおりとなっております。

次に、2の令和元年度の目標及び実績ですが、参入目標1経営体、目標面積0.5haに対し、実績は2経営体、2.0haとなりました。

3の目標の達成に向けた活動についてですが、記載の活動計画に対し活動実績は記載のとおりとしました。



4 の目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は「目標を超える新規参入を確保できた。」とし、活動に対する評価は「目標とする活動を実施できた。」としました。

次に、Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価の 1 の現状及び課題ですが、平成 31 年 3 月現在の遊休農地面積 1.5ha、遊休農地割合は 0.04%でした。課題については、記載のとおりです。

2 の元年度の目標及び実績ですが、目標 0.2 ha に対し実績は 0.3 ha で達成率は 150.0%でした。

3 の 2 の目標の達成に向けた活動ですが、記載の活動計画に対し記載の活動実績としました。

4 の目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は「関係農家等の協力を得て目標を上回る解消ができた。」とし、活動に対する評価については記載のとおりといたしました。

Ⅴの違反転用への適正な対応の 1 の現状及び課題ですが、平成 31 年 3 月現在の違反転用面積は 1.0ha、課題については、記載のとおりです。

2 の元年度の実績ですが、新たな面積の増減はありません。

3 の活動計画・実績及び評価ですが、記載の活動計画及び活動実績とし、活動に対する評価については、「部会による呼出し調査以外は、概ね計画は達成できた。今後とも、粘り強く是正、発生防止に向けた活動を行う。」としました。

Ⅵの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1 の農地法第 3 条に基づく許可事務については、市への権限移譲のため該当はありません。2 の農地転用に関する事務は、年間処理件数、事実関係の確認、総会等での審議、審議結果等の公表、処理期間について、それぞれ記載のとおりとなっています。3 は農地所有適格法人からの報告への対応です。管内の適格法人数は 11 で、うち報告書提出適格法人は 10、報告書を提出していない法人が 1 であります。報告書未提出の法人については引き続き提出について催告していきながら、このままの状態が続く場合は適格法人から除くことも考えていきます。4 の情報の提供等ですが、賃借料情報の調査・提供、農地の権利移動等の把握状況及び農地台帳の整備については、記載のとおりとなっています。

Ⅶの地域農業者等からの主な要望・意見については、ありませんでした。

Ⅷの事務の実施状況の公表等で、1 の総会等の議事録の公表と 3 の活動計画の点検・評価の公表については、共に HP で公表しているとしました。なお、2 の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出はありませんでした。

次に、議案第 42 号、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご説明いたします。

Iの農業委員会の状況については、先程の議案第41号でお示しした数値と同じ内容ですので、説明は省略させていただきます。

IIの担い手への農地の利用集積・集約化の1の現状及び課題ですが、これまでの集積面積は、令和2年3月現在、2,693ha、集積率77.2%で、課題については、記載のとおりとなっています。2の2年度の目標及び活動計画では、集積面積は前年の集積実績を勘案し、目標面積を2,733haとし、活動計画は記載のとおりとしました。

次に、IIIの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。1の現状及び課題の29年度から元年度までの新規参入の状況及びその課題については、それぞれ記載のとおりとさせていただきました。2の令和2年度の目標及び活動計画では、参入目標1経営体、目標面積0.5haとし、活動計画については、記載のとおりとしました。

IVの遊休農地に関する措置です。1の現状及び課題では、令和2年3月現在での遊休農地面積は1.2ha、割合は0.03%となっており、課題については記載のとおりです。次に、2の2年度の目標及び活動計画ですが、解消目標面積0.2haとし、管内農地面積の1%以下の維持を目標とします。活動計画ですが、農地の利用状況調査及び利用意向調査等については、記載のとおりとしました。

最後に、Vの違反転用への適正な対応です。1の現状及び課題ですが、違反面積は3月現在、1.0ha、課題については記載のとおりといたしました。2の令和2年度の活動計画ですが、「関係部署等との調整を行い、個別指導を行うことや違反転用を初期段階で発見し是正指導できるよう努める。」ことなどを記載いたしました。

以上、議案第41号と42号の説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 41 号及び議案第 42 号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の  
議案第 45 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局  
(鈴木主査)

議案第 45 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明します。

追加議案書 1 ページ 1 番、譲渡人 H 氏、譲受人 I 氏、  
飯柳地区、大関地区、岡田地区、市新地区及び金屋地区の案件で、飯柳地区は吉沢推進委員の担当地区、大関地区、岡田地区、市新地区及び金屋地区は土田推進委員の担当地区です。

申請面積は、田 63 筆、34, 232. 40 m<sup>2</sup>、畑 7 筆 941. 0 m<sup>2</sup>、計 70 筆 35, 173. 40 m<sup>2</sup>です。

本件は農家台帳上、同一世帯内の使用貸借権設定につき部会申し合わせによる農地部会省略案件です。

次に追加議案書 1 ページ 2 番、譲渡人 J 氏、譲受人 K 氏、  
北潟地区の案件で、佐々木推進委員の担当地区です。

申請面積は田 1 筆、1, 943 m<sup>2</sup>です。

本件は親子間の贈与による権利設定です。このため本件は農地部会省略案件です。

次に追加議案書 1 ページ 3 番、譲渡人 L 氏、譲受人 M 氏、  
古津地区の案件で、木伏推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 1 筆、畑 1 筆、計 340 m<sup>2</sup>です。

譲受人は妻と経営主の三人で経営しており、水稻を主体として、蔬菜と合わせて約 30ha 栽培しております。

今回の譲受人は経営主の父ですが、本件の許可後に親子間の使用貸借の許可申請が提出されることになっています。

譲渡人は耕作困難のため、譲受人に売買の申出をしたものです。

申請地は農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

10 アール当たりの対価は 117, 647 円です。

また、本件は農地部会に付されました。

次に追加議案書 1 ページ 4 番、譲渡人 N 氏、譲受人 O 氏、  
新保地区の案件で、佐藤推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、畑 1 筆、402 m<sup>2</sup>です。

譲受人は妻と二人で経営を行っており、水稻を主体として、蔬菜と合わせて約 16.9ha 栽培しております。

譲受人は規模拡大を目的として、売買の申し出をしたものです。

申請地は農振農用地域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

10 アール当たりの対価は 36 万円です。

また、本件は農地部会に付されました。

次に追加議案書 2 ページ 5 番、譲渡人 P 氏、譲受人 Q 氏、

新保地区及び矢代田地区の案件で、新保地区は佐藤推進委員、矢代田地区は八木推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 3 筆、3,861 m<sup>2</sup>です。

譲受人は妻と子供の三人で経営しており、水稻を主体として、蔬菜と合わせて約 1.6ha 栽培しております。

譲渡人は高齢による耕作困難のため、譲受人に売買の申出をしたものです。

申請地は農振農用地域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

10 アール当たりの対価は 45 万円です。

また、本件は農地部会に付されました。

次に追加議案書 2 ページ 6 番、譲渡人 R 氏、譲受人 S 氏、

新保地区及び竜玄地区の案件で、佐藤推進委員の担当地区です。

申請面積は、田 24 筆、28,101 m<sup>2</sup>、畑 9 筆、4,136 m<sup>2</sup>、計 32,237 m<sup>2</sup>です。

本件は同居親子間の使用貸借による権利設定です。このため本件は農地部会省略案件です。

最後に、議案第 45 号の案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第3条の規定による意見決定3件について報告します。

追加議案書1ページ3番の案件です。

本件の譲受人M氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、譲渡人の母は高齢で耕作困難になり、隣の私が買うことになったとのことです。農地・水の関係もあり荒らしておけないためとの説明を受けました。

現地調査したところ管理状況も問題なく、計画通り耕作するように指導し、申請者もこれを了承しました。

次に追加議案書1ページ4番の案件です。

本件の譲受人O氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地の隣に自作地があるが、出入り口が無く支障があるとのことです。野菜を作っていた畑で打診したら了解され、価格は360,000円/10aで決着し今回の申請に至ったとのことです。

地元委員からは、譲受人が耕作するに出入り口が無いため大変な場所と見ていたそうです。今回の売買によって規模拡大に結びつくのでよろしいという意見がありました。

許可になったら申請どおり耕作するよう指導し、申請者もこれを了承しました。

次に追加議案書2ページ5番の案件です。

本件の譲受人Q氏の代理人T氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、法人Uを9軒で立ち上げたので、今まで以上の面積を拡大していく方向で、トラクターなど農機具も増やす予定とのことです。また、譲渡人が高齢で耕作困難になり、今回の申請に至ったとのことです。

今回、法人として購入しなかった理由につきましては、急な話であり法人は立ち上げたばかりもあり色々な意見も推測されるので今回は譲受人が買うことになったとのことです。

なお、地元委員からは、譲渡人は体調が悪くなり耕作困難になったので、若い譲受人の方に引き継いでもらうことは良いことという意見がありました。

現地調査したところ管理状況も問題なく、今後も耕作を継続するよう要請したところ、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第 45 号は、許可相当として意見決定することとしました。

ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画(案)について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地法第 5 条転用届出に関する受理について

新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について (再追加)

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の 29 ページをご覧ください。

(白川係長)

新潟市農用地利用配分計画（案）についてでございます。  
新津地区 22 件、小須戸地区 1 件、筆数 113 筆、面積 93,882 m<sup>2</sup>であります。  
34 ページは利用権の移転分、新津地区 3 件、小須戸地区 1 件、筆数 13 筆、面積 6,590 m<sup>2</sup>であります。  
つづいて議案書の 36 ページをご覧ください。  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、  
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
記載のとおり 6 件受理いたしました。

(鈴木主査)

38 ページをご覧ください。  
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。  
記載内容のとおり 2 件回答しました。  
39 ページをご覧ください。  
報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
です。  
記載内容のとおり 2 件受理しました。  
最後に 40 ページをご覧ください。  
報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。  
記載内容のとおり 4 件受理しました。  
以上です。

(次長)

再追加議案書の 1 ページ、報告事項、「新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について」でございます。この規程は、市の「新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」が「新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改正されたため、併せて、当農業委員会の規程の関係個所の改正を行ったものです。改正個所については、添付の新旧対象表をご覧くださいと思います。  
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきしたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和2年3月定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議長

この後休憩し、16時15分から定期総会を開会しますので、時間になりましたらお集まりください。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 上 田 一 男

署名委員 伊 藤 君 雄